



様式第5-2 (日本工業規格A列4番)

関企交第 22号
平成24年6月29日

中井町地域公共交通会議 御中

関東運輸局長 印



平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業) 交付決定通知書

平成24年6月6日付け中地交第3号で申請のあった「平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)」の交付申請については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助金対象事業

地域公共交通調査事業

2. 補助対象経費及び補助金額額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金 8,799,000 円	} (内訳別紙)
補助金の額	金 8,799,000 円	

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業者は、適正化法、同法施行令(昭和30年政令第255号)及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。